

1 本市の放課後児童健全育成事業の概要

(1) 事業の概要

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、児童福祉法に基づいて行われる事業で、放課後保護者が就労等により家庭にいない小学校児童に対し適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的としています。

本市におきましては、31小学校区に留守家庭児童会（放課後児童クラブ）を開設しております。

項目	内容
根拠法令	児童福祉法第6条の3第2項 放課後児童クラブガイドライン（厚生労働省局長通知 H19.10.19付け） 郡山市留守家庭児童会事業実施要綱
対象児童	小学校1～3年の児童 定員に余裕がある場合は、4～6年生も対象
開設日	月曜日から土曜日まで （日曜日及び祝日、年末年始、実施機関長が必要と認めた日を除く）
開設時間	学校開校日：午後1時から午後6時30分まで 学校閉校日：午前7時30分～午後6時30分まで
施設数	児童クラブ開設校：31校（公立58校中）【直営27・委託1・保護者会3】 児童センター1施設
定員	1施設につき30名から60名
指導員	教員等の有資格者や留守家庭児童の育成指導に熱意を有する方
利用料金	学校開設期間中 月額3,300円 長期休業期間中 月額3,700円～5,300円 ※保護者会費（おやつ代）月額1,500円～2,000円 スポーツ安全保険料 年額800円（入会時加入）

2 条例制定の理由について

平成24年8月の子ども・子育て関連3法の成立により児童福祉法が改正され、平成27年4月1日から「子ども子育て支援新制度」が開始されることに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえて、市町村が条例で基準を定めることとなりました。

3 条例の概要について

◆条例の趣旨及び目的

（仮称）郡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例は、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、本市における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

条例で定める基準は、本市が実施主体として実施する場合だけでなく、民間事業者が実施する場合にも守らなければならない最低基準です。

また、この基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならず、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものです。

◆児童福祉法に新たに設けられた基準についての条項

第三十四条の八の二

市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

3 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

◆その他、児童福祉法に盛り込まれた内容

- 児童対象を、「おおむね10歳未満の小学生」から「小学生」に拡充
- 事業開始等の届出を市町村へ
- 市町村に事業者への調査、指導等の権限を付与 など

◆条例で定める基準

基準区分	項目	法的効果
従うべき基準	・従事する者（職員） ・員数（職員数）	必ず適合しなければならない基準
参酌すべき基準	・児童の集団の規模 ・施設・設備 ・開所日数 ・開所時間 ・その他の基準	十分参照しなければならない基準

4 国の示す基準に対する本市の考え方

(1) 従うべき基準

①従事する者（職員）

現行	国の基準（厚生労働省令）	本市の考え方
1) 教員、社会福祉主事等の資格を有する者 2) 社会教育関係団体で指導者としての経験を有する者 3) 留守家庭児童の育成指導に熱意を有する者 H26.6.1現在従事者 173名 うち有資格者 56名	I 資格 次のいずれかに該当し、都道府県知事が行う研修を修了したものとする。 1) 保育士の資格を有する者 2) 社会福祉士の資格を有する者 3) 高等学校卒業者等で、2年以上児童福祉事業に従事したもの 4) 教員免許のある者 5) 大学において、社会福祉学、心理学、教育学等を修習し、卒業した者 6) 大学において、社会福祉学、心理学、教育学等を修習し、大学院への入学が認められた者 7) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学等を修習し、卒業した者 8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学等を修習し、卒業した者 9) 高等学校卒業者等で2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し、市町村長が適当と認めたもの II 現に従事している無資格者に経過措置を設ける。 (平成32年3月31日までに研修を修了すること)	国の基準どおりとする

②員数（職員数）

現行	国の基準（厚生労働省令）	本市の考え方
1) 児童49人以下の場合 2人配置 2) 児童50人以上の場合 3人配置 3) 障がい児童が入会している場合 1人追加配置 4) 配慮を要する児童の受け入れ等、施設の状況により必要がある場合 1人追加配置	1) 1クラスにつき職員を2人以上配置し、1人を除き、補助員とすることができる。 2) 小規模クラス（20人未満）の員数については、2人以上を原則とするが、同一敷地内にある施設の職員が兼務可能な場合は1人でも可とする。	国の基準どおりとする ※障害児等が入所する場合には、本市実施要綱により、現行どおり指導員を追加配置する。

(2) 参酌すべき基準

①児童の集団の規模

現行	国の基準（厚生労働省令）	の考え方
各クラブ定員30名から60名で実施。 ・平均利用者40人以上 18施設 ・平均利用者40人未満 14施設	1) 1つの集団（クラス）の規模は、おおむね40人以下とする。 2) おおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営することや、児童の安全を確保できる体制で、1つのクラブの中で複数の児童の集団に分けて対応するよう努めること。 3) 児童数は、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数とする。	国 +

②施設・設備

現行	国の基準（厚生労働省令）	の考え方
遊び、生活の場、静養するための専用区画のほか、必要な設備、備品等を備えている。 すべての施設が、平均利用者ベースでは、1.65㎡以上で運営されている。	1) 遊び、生活の場、静養するための専用区画のほか、必要な設備、備品等を備えるものとする。 2) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上とする。(※)	国の基準どおりとする

※ 児童の人数の捉え方は、上記①-3) のとおり

③開所日数

現行	国の基準（厚生労働省令）	の考え方
月曜日から土曜日まで（日曜日及び祝日、年末年始、実施機関長が必要と認めた日を除く） 平均で年間290日以上開所している。	1) 年間250日以上を原則とする。	国の基準どおりとする ※ +

④開所時間

現行	国の基準（厚生労働省令）	の考え方
1) 学校開校日 午後1時～午後6時30分まで（5.5時間） 2) 学校閉校日 午前7時30分～午後6時30分まで（11時間）	1) 平日3時間以上、休日8時間以上を原則とする。	国の基準どおりとする ※ +

⑤その他の基準

現行	国の基準（厚生労働省令）	の考え方
国の放課後児童クラブガイドラインにより、適正に実施している。	1) 利用者を平等に取り扱う原則 2) 虐待等の禁止 3) 衛生管理等 4) 運営規定の策定 5) 事業者が備える帳簿 6) 秘密保持等 7) 苦情への対応 8) 保護者との連絡 9) 関係機関との連携 10) 事故発生時の対応	国の基準どおりとする